

債権管理と滞納整理の要点

～保育所保育料・学校給食費・公営住宅家賃～

平成21年(2009年)2月

財団法人 大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター
共同研究「訴訟対応研究会Ⅱ」

はじめに

最近、新聞やインターネットなどの各種メディアで、地方公共団体に関するこのような記事をご覧になったことはありませんか。

「保育所保育料の滞納者に対して差押えを実施」

「徴収率アップを図るため専門部局を設置」

「公営住宅家賃の徴収を民間業者に委託」

いうまでもなく、保育所、学校給食、公営住宅については、以前から保育所保育料、学校給食費、公営住宅家賃として住民に応分の費用負担を求めてきました。そして、これらの債権を徴収することで得られる歳入は、地方公共団体の財政運営上欠くことのできない貴重な自主財源であることから、これまでも徴収のための様々な取り組みを行ってきました。

それなのに、なぜ最近になってこれらの話題が頻繁に取り上げられるようになってきたのでしょうか。その理由のひとつとして、地方公共団体の財政状況の急速な悪化に伴い、歳入を確保することがこれまでも増して重要な課題となっていることから、このような取り組みを始める地方公共団体が多くなってきたことをあげることができます。また、もうひとつの理由として、滞納する理由が社会秩序の変容を象徴していることをあげることができます。その具体的な例が、最近急増している「経済的には十分払えるのに払うべきものを払わない住民」や「そもそも払う意思を持たない住民」の存在です。従来から、「払う意思はあるがどうしても払えない事情のある住民」に対しては適正に対応されていることと思いますが、「経済的には十分払えるのに払うべきものを払わない住民」や「そもそも払う意思を持たない住民」に対しては、その対応に苦慮、困惑することも少なくないと思われます。

このような中で、職員個人に過度の負担を強いることなく、地方公共団体の財源確保や住民間の負担の公平性を維持する観点からも、適正な債権管理を行ううえで必要となるノウハウや知識についての調査や研究を行い、今後の地方公共団体のあり方や債権管理の実務の一助となることを目的として本報告書を作成しました。

最後になりますが、本研究会では、地方公共団体の職員は滞納者の個別事情を十分に把握したうえで、訴訟提起や滞納処分などの法的措置をとる姿勢が重要ではないかと考えます。皆さんはどうお考えでしょうか。

目 次

はじめに

第1章 総論

第1節 地方公共団体における債権管理のあるべき姿	1
第2節 地方公共団体が持つ債権の分類	2
第3節 滞納問題に対する法的措置のあり方	3
第4節 滞納者への対応	3
第5節 滞納原因とモラルの問題	5

第2章 各論

第1節 保育所保育料

1 現状と問題点	
(1) 保育所保育料の法的根拠	7
(2) 保育所保育料を滞納すれば児童を退所させることができるか	8
(3) 市町村がとり得る対策は	8
2 債権管理のフローチャート	10
3 債権管理の流れ	
(1) 督促	11
(2) 催告	14
(3) 法的措置	18
(4) 債権の保全	20
(5) 消滅時効	20
(6) 債権の整理	21
4 先進自治体の取り組み	
(1) 東京都大田区	22
(2) 横浜市	25

第2節 学校給食費

1 現状と問題点	
(1) 学校給食及び学校給食費の法的根拠	29
(2) 学校給食費を滞納すれば給食の提供を停止することができるか	30
(3) 地方公共団体がとり得る対策は	31
2 債権管理のフローチャート	33
3 債権管理の流れ	
(1) 督促	34
(2) 催告	36
(3) 法的措置	40
(4) 債権の保全	42
(5) 消滅時効	43
(6) 債権の整理	44
4 先進自治体の取り組み	
(1) 市川市	44
(2) 島田市	48

第3節 公営住宅家賃

1 現状と問題点	
(1) 公営住宅の設置及び家賃の法的根拠	52
(2) 家賃を滞納すれば退去を求めることができるか	52
(3) 地方公共団体がとり得る対策は	53
2 債権管理のフローチャート	55
3 債権管理の流れ	
(1) 督促	56
(2) 催告	58
(3) 法的措置	62
(4) 債権の保全	64
(5) 消滅時効	65
(6) 債権の整理	66
4 先進自治体の取り組み	
(1) 富山県	66
(2) 名古屋市	69

第3章 大阪府内の各市町村の取り組み

第1節 調査の概要	73
第2節 調査結果	
1 保育所保育料	74
2 学校給食費	85
3 公営住宅家賃	94

おわりに

資料編

事例研究録	103
支払督促資料	132
通常訴訟資料	136
少額訴訟資料	137
研究活動記録	139
研究員名簿	140

研究員名簿

所属団体	所属部	所属課	名前
吹 田 市	都市整備部	建築住宅室 住宅政策課	フクダ アキヒロ 福田 章宏
泉 大 津 市	健康福祉部	児童福祉課	ニキ ヒトシ 二木 均
高 槻 市	教育管理部	管理室 学務課	シモツグ マサヒロ 下次 正弘
高 槻 市	子ども部	子ども育成室 保育課	ホリキリ カオリ 堀切香央里
八 尾 市	財政部	債権管理課	セ瀬 タカシ 瀬 貴士
富 田 林 市	子育て福祉部	保育課	ムラカミ ナオキ 村上 直己
河内長野市	市民文化部	市民税務室 収納課	ヒビ ユウジ 日 弁 裕治
大 東 市	子ども未来部	保育課	イシダ ハジメ 石田 始
摂 津 市	市長公室	政策推進課	オオニシ ケンイチ 大西 健一

指導助言者	弁護士	ウダ タミオ 宇多 民夫
-------	-----	-----------------

平成 20 年度共同研究報告書

『債権管理と滞納整理の要点』

～保育所保育料・学校給食費・公営住宅家賃～

平成 21 年（2009 年）2 月発行

編集 共同研究「訴訟対応研究会Ⅱ」

発行 財団法人 大阪府市町村振興協会

おおさか市町村職員研修研究センター（愛称 マッセ OSAKA）

〒540-0008

大阪府中央区大手前 3-1-43 大阪府新別館南館 6 階

TEL 06-6920-4565 FAX 06-6920-4561

<http://www.masse.or.jp/>
